



島根県報

令和8年2月3日(火)
第690号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

換地計画書の縦覧(5件)	(農村整備課)	2
換地処分	(〃)	3
公有水面埋立免許の変更許可	(河川課)	3

【公 告】

島根県勤務時間記録システム開発・運用保守業務に係る提案競技の実施	(人事課)	7
----------------------------------	-------	---

【議会告示】

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正	(議会事務局)	11
----------------------------------	---------	----

【正 誤】

令和7年10月28日付け島根県報第664号中	(河川課)	11
------------------------	-------	----

告示**島根県告示第50号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年2月3日

島根県知事 丸山達也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
加瀬地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年2月3日

島根県知事 丸山達也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
安来地区（見土路・部張工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年2月3日

島根県知事 丸山達也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
安来地区（福留工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年2月3日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
三代地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条第1項の規定により、次の者から換地計画の認可の申請があり、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により審査した結果これを適當と決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該決定に異議がある場合は、縦覧期間の満了日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して申し出ることができる。

令和8年2月3日

島根県知事 丸 山 達 也

事業主体名	換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
江津市	松川町市村地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	江津市役所

島根県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、飯南町長から加田地区における換地処分を令和8年1月19日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月3日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第56号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により免許した公有水面埋立て（平成16年島根県告示第201号）について、同法第13条ノ2第1項の規定により埋立地の用途の変更を許可したので、同条第2項において準用する同法第11条の規定により告示する。

令和8年2月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 許可日

令和8年1月26日

2 許可受人

松江市末次町86

松江市長 上定昭仁

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県松江市美保関町下宇部尾481番地先道路敷から同488-2番地先国有護岸を経て同1133-1番地に至る間の地先公有水面

イ 区域

2工区

次の各地点を順次に結んだ線及びA-2の地点とA-3の地点とを結んだ線により囲まれた区域

A-2の地点 57の地点から114度36分15秒、0.45メートルの地点

58の地点 A-2の地点から114度36分15秒、4.37メートルの地点

59の地点 58の地点から101度41分28秒、5.57メートルの地点

60の地点 59の地点から86度10分40秒、4.23メートルの地点

61の地点 60の地点から64度55分27秒、6.18メートルの地点

62の地点 61の地点から49度58分29秒、5.31メートルの地点

63の地点 62の地点から33度45分34秒、5.05メートルの地点

64の地点 63の地点から19度22分13秒、4.28メートルの地点

65の地点 64の地点から9度41分43秒、12.08メートルの地点

66の地点 65の地点から13度19分13秒、4.19メートルの地点

67の地点 66の地点から23度48分59秒、4.10メートルの地点

68の地点 67の地点から37度21分18秒、3.99メートルの地点

69の地点 68の地点から48度12分45秒、3.37メートルの地点

70の地点 69の地点から54度41分54秒、1.44メートルの地点

71の地点 70の地点から64度03分59秒、4.42メートルの地点

72の地点 71の地点から69度22分05秒、51.45メートルの地点

73の地点 72の地点から69度02分30秒、10.20メートルの地点

74の地点 73の地点から62度28分33秒、6.84メートルの地点

75の地点 74の地点から56度52分43秒、1.68メートルの地点

76の地点 75の地点から51度37分46秒、7.77メートルの地点

77の地点 76の地点から43度08分56秒、7.71メートルの地点

78の地点 77の地点から35度15分11秒、6.51メートルの地点

79の地点 78の地点から27度12分49秒、25.09メートルの地点

80の地点 79の地点から31度03分15秒、5.77メートルの地点

81の地点 80の地点から44度58分45秒、5.81メートルの地点

82の地点 81の地点から61度25分34秒、4.75メートルの地点

83の地点 82の地点から75度08分24秒、4.34メートルの地点

84の地点 83の地点から81度41分11秒、3.44メートルの地点

85の地点 84の地点から87度56分09秒、21.57メートルの地点

86の地点 85の地点から84度24分14秒、2.44メートルの地点

87の地点 86の地点から76度08分55秒、3.01メートルの地点

88の地点 87の地点から63度43分32秒、15.34メートルの地点

89の地点 88の地点から67度08分08秒、4.95メートルの地点

90の地点 89の地点から72度02分19秒、5.13メートルの地点

91の地点 90の地点から80度24分51秒、6.49メートルの地点

92の地点 91の地点から87度37分44秒、4.79メートルの地点

93の地点 92の地点から192度29分46秒、10.28メートルの地点

94の地点 93の地点から195度46分06秒、8.58メートルの地点

95の地点 94の地点から178度38分31秒、4.98メートルの地点

- 96の地点 95の地点から164度07分50秒、3.22メートルの地点
97の地点 96の地点から134度01分58秒、4.40メートルの地点
98の地点 97の地点から107度29分05秒、6.85メートルの地点
99の地点 98の地点から112度07分07秒、3.62メートルの地点
100の地点 99の地点から146度17分12秒、8.22メートルの地点
101の地点 100の地点から151度42分28秒、3.23メートルの地点
102の地点 101の地点から38度44分30秒、4.04メートルの地点
103の地点 102の地点から349度26分48秒、7.98メートルの地点
104の地点 103の地点から48度22分12秒、6.47メートルの地点
105の地点 104の地点から41度29分28秒、11.02メートルの地点
106の地点 105の地点から87度24分45秒、2.61メートルの地点
107の地点 106の地点から34度43分11秒、1.91メートルの地点
108の地点 107の地点から34度46分08秒、0.15メートルの地点
109の地点 108の地点から131度06分27秒、10.37メートルの地点
110の地点 109の地点から140度17分41秒、3.29メートルの地点
111の地点 110の地点から152度55分41秒、3.34メートルの地点
112の地点 111の地点から162度47分24秒、13.73メートルの地点
113の地点 112の地点から171度56分13秒、2.66メートルの地点
114の地点 113の地点から184度18分15秒、2.37メートルの地点
115の地点 114の地点から201度24分53秒、3.05メートルの地点
116の地点 115の地点から221度23分06秒、3.27メートルの地点
117の地点 116の地点から232度23分32秒、7.58メートルの地点
118の地点 117の地点から234度55分45秒、3.87メートルの地点
119の地点 118の地点から237度35分21秒、4.37メートルの地点
120の地点 119の地点から242度54分55秒、4.98メートルの地点
121の地点 120の地点から248度19分17秒、4.42メートルの地点
122の地点 121の地点から251度54分35秒、18.39メートルの地点
123の地点 122の地点から292度06分30秒、16.30メートルの地点
124の地点 123の地点から286度15分37秒、1.85メートルの地点
125の地点 124の地点から271度55分44秒、2.02メートルの地点
126の地点 125の地点から258度15分44秒、2.92メートルの地点
127の地点 126の地点から249度17分36秒、37.55メートルの地点
128の地点 127の地点から242度17分59秒、5.17メートルの地点
129の地点 128の地点から232度06分26秒、5.09メートルの地点
130の地点 129の地点から223度01分42秒、6.66メートルの地点
131の地点 130の地点から223度10分31秒、1.60メートルの地点
132の地点 131の地点から222度07分15秒、39.14メートルの地点
133の地点 132の地点から217度48分32秒、7.14メートルの地点
134の地点 133の地点から213度43分38秒、22.27メートルの地点
135の地点 134の地点から110度51分07秒、3.17メートルの地点
136の地点 135の地点から214度28分20秒、0.65メートルの地点
137の地点 136の地点から214度27分54秒、4.35メートルの地点

- 138の地点 137の地点から204度43分18秒、7.55メートルの地点
 139の地点 138の地点から197度09分41秒、5.45メートルの地点
 140の地点 139の地点から196度02分57秒、7.80メートルの地点
 141の地点 140の地点から187度36分14秒、17.85メートルの地点
 142の地点 141の地点から179度35分24秒、12.30メートルの地点
 143の地点 142の地点から168度06分59秒、8.68メートルの地点
 144の地点 143の地点から165度00分41秒、10.35メートルの地点
 A-4の地点 A-4の地点から166度01分57秒、6.39メートルの地点
 A-3の地点 A-4の地点から263度10分02秒、91.24メートルの地点

ウ 面積

- 1工区 20,655.88平方メートル (竣工済)
 2工区 22,363.75平方メートル
 合計 43,019.63平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施工区域

ア 位置

島根県松江市美保関町下宇部尾481番地から同478-1番地、同544-7番地を経て同1133-1番地に至る間の土地と地先公有水面及び国道431号道路敷

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とノの地点とを結んだ線により囲まれた区域
 アの地点 和田多鼻四等三角点 (北緯35度31分54.59秒、東経133度09分48.65秒) から69度07分34秒、684.75メートルの地点

- イの地点 アの地点から353度09分58秒、107.29メートルの地点
 ウの地点 イの地点から51度42分59秒、46.35メートルの地点
 エの地点 ウの地点から313度49分08秒、35.43メートルの地点
 オの地点 エの地点から232度48分55秒、51.40メートルの地点
 カの地点 オの地点から274度03分35秒、38.42メートルの地点
 キの地点 カの地点から234度03分27秒、56.02メートルの地点
 クの地点 キの地点から240度14分35秒、60.32メートルの地点
 ケの地点 クの地点から254度01分01秒、90.30メートルの地点
 コの地点 ケの地点から287度52分10秒、73.02メートルの地点
 サの地点 コの地点から13度00分21秒、96.44メートルの地点
 シの地点 サの地点から89度02分52秒、68.35メートルの地点
 スの地点 シの地点から71度00分02秒、50.38メートルの地点
 セの地点 スの地点から61度40分37秒、49.58メートルの地点
 ソの地点 セの地点から52度33分55秒、295.55メートルの地点
 タの地点 ソの地点から64度01分12秒、36.05メートルの地点
 チの地点 タの地点から84度26分54秒、34.53メートルの地点
 ツの地点 チの地点から90度23分04秒、167.19メートルの地点
 テの地点 ツの地点から154度29分40秒、83.78メートルの地点
 トの地点 テの地点から224度51分32秒、58.70メートルの地点
 ナの地点 トの地点から251度27分04秒、60.45メートルの地点
 ニの地点 ナの地点から232度41分30秒、68.18メートルの地点

ヌの地点 ニの地点から180度43分44秒、73.32メートルの地点

ネの地点 ヌの地点から125度11分55秒、45.10メートルの地点

ノの地点 ネの地点から173度09分59秒、93.07メートルの地点

ウ 面積

135,739.02平方メートル

4 埋立地の用途

公園・緑地用地

公 告

島根県勤務時間記録システム開発・運用保守業務に係る予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年2月3日

島根県知事 丸山達也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県勤務時間記録システム開発・運用保守業務

(2) 仕様

島根県勤務時間記録システム開発・運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県勤務時間記録システム開発業務

令和8年4月1日から同年12月31日まで

イ 島根県勤務時間記録システム運用保守業務

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

(4) 提案価格の上限額

島根県勤務時間記録システム開発・運用保守業務費用

56,242千円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。

令和8年度 2,979千円

令和9年度 11,705千円

令和10年度 11,082千円

令和11年度 11,082千円

令和12年度 11,082千円

令和13年度 8,312千円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に参与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除

く。)がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があつた後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

コ 国、都道府県又は本県と同程度の規模の市区町村において、本業務と同様の開発業務及び運用保守業務を過去において受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

（2）共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

（ア）目的

（イ）企業体の名称

（ウ）構成員の住所及び名称

（エ）代表者の氏名

（オ）代表者の権限

（カ）構成員の出資の割合（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあっては「構成員の役割分担」と読み替えるものとする。）

（キ）構成員の責任

（ク）取引金融機関

（ケ）決算

（コ）利益金の配当の割合

（オ）欠損金の負担の割合

（シ）業務履行中における構成員の脱退に対する措置

（ス）業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

（セ）解散後の契約不適合責任

（リ）その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあっては、「共同企業体の代表構成員は、役割分担の割合が最大になること。」と読み替えるものとする。）。

ウ 構成員の全てが（1）のアからクまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の代表者は、（1）のコに該当すること。

3 提案競技説明手続

（1）提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和8年2月3日（火）から同月24日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午

後1時までの間を除く。)

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部人事課 行政管理係

電子メール gyoseikanri@pref.shimane.lg.jp

ウ 配布手続

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧し、及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること（持参、郵送又は電子メールによる。誓約書様式は、島根県ホームページで提供する。）。

各種資料の電子交付を希望する場合は、法人名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先メールアドレスを明記し、(1)のイ宛て電子メールにより申し込むこと。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借り等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 担当者届 1部

(8) 提案書提出書 1部

(9) 提案書 7部

(10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和8年2月24日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和8年3月16日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部人事課 行政管理係

電話 0852-22-6779

電子メール gyoseikanri@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、電子メールにより提出すること。送信後に必ず到着確認の電話をすること。

(2) 質問提出期限は、令和8年2月12日（木）正午までとする。

(3) 提出先

5の(3)と同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和8年2月18日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、文書で通知する。

8 選定方法

(1) 島根県勤務時間記録システム開発・運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プrezentation等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) プrezentation等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)と同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Development and operational maintenance of a "Working Hours Recording System" for Shimane Prefectural Government : 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 16 March 2026
- (3) For further details contact : Human Resource Division, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-6779

議会告示

島根県議会告示第1号

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月3日

島根県議会議長 池田 一

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改める。

附 則

この告示は、令和8年6月14日から施行する。

正 誤

令和7年10月28日付け島根県報第664号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から4	平成16年島根県告示第1550号	平成16年島根県告示第201号